

○田川市立学校校舎の電気料金に関する規則

令和元年 9 月 1 1 日

規則第 1 5 号

改正 令和元年 1 2 月 1 9 日規則第 2 7 号

田川市立学校校舎使用料条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）別表の規則で定める電気料金は、次のとおりとする。ただし、市が主催し、若しくは共催する事業に使用するとき、又は生涯学習学校開放推進事業であって、田川市教育委員会が青少年の健全育成に寄与する活動を行う団体と認める団体が行う事業に使用するときは、これを徴収しないものとする。

施設名	金額（1 時間につき）
屋内運動場	2 2 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の校舎の使用について許可を受け、当該使用に係る電気料金を納付している者の当該電気料金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 1 2 月 1 9 日規則第 2 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の田川市学校校舎の使用に係る電気料金に関する規則の規定は、令和元年 1 0 月 1 日から適用する。